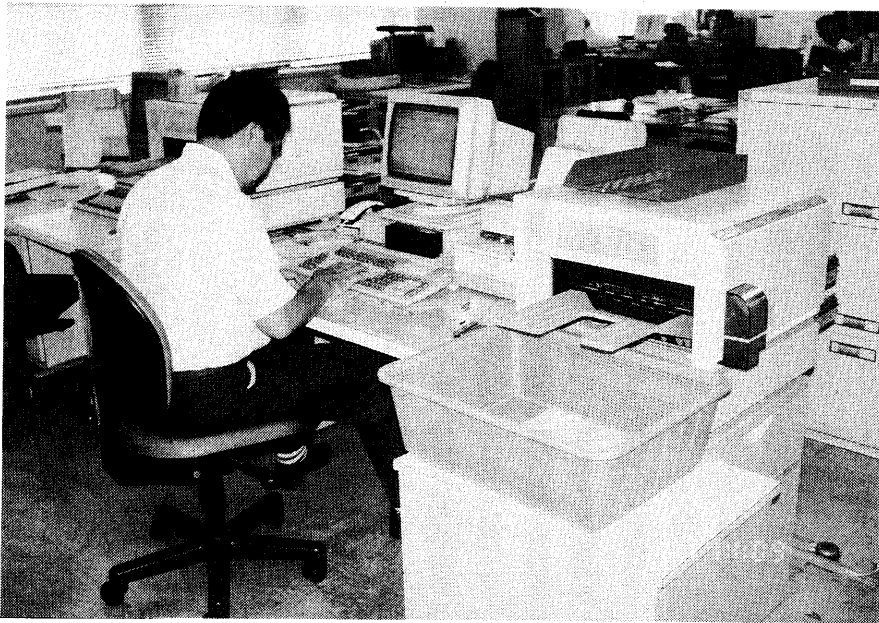


関西 労災職業病

関西労働者安全センター

1994.9.10発行〈通巻第232号〉 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次

- 電車線設備工事監督の過労死(急性心不全)に原処分取消、業務上決定……………1
- 第14期安全衛生・労災職業病講座に参加しよう/〈ご案内〉……………4
- 腰痛予防に新たな労働省指針出される(基発五四七号通達)……………5
- 前線から(ニュース)……………16
- PL法と労働安全衛生②……………19
- ユニオン社労士講座95のご案内……………21

激務による自律神経系の不安定状況が心停止の原因

大阪労災保険審査官の審査決定

昼夜にわたる長時間労働の後、自宅で休んでいたところ、急性心不全を発症、八六年九月に死亡した電気設備会社社員、新田勇さんの遺族の労災保険遺族補償給付請求について、大阪労災保険審査官はこの八月、大阪中央労働基準監督署の不支給決定を取り消す決定を下した。

昼夜にわたる激務の果てが

“ポックリ病”とは

新田勇さんは、電車線設備工事の監督として従事していたが、この業務の特徴の一つは、終電車が通過したあと、始発電車を通るまでの間に、

屋外で作業を行うということであった。また、工事の責任者として、現場監督だけでなく施工打合せなど事務作業も多く、夜間の作業の後に自宅に帰って就寝することも許されず、会社で仮眠をとって、そのまま通常の日勤につくという、猛烈な勤務を繰り返していた。そして八六年九月二〇日に昼間の勤務を終えて帰宅、翌二一日の夜九時半頃に発症、帰らぬ人となった。

しかし、労災遺族補償給付の請求を受けた大阪中央労働基準監督署は、そうした業務の内容が被災者を疲労気味にさせたことは認めながらも、八九年五月に不支給決定を下した。その理由は、医学的な死亡原因につ

いて、「急性心不全」としか判明しておらず、それ以上の死亡に到る経過を示す医学的資料がないことから、大阪地方労災医員（いわゆる局医）が「ポックリ病的急性心臓死に酷似している。」と業務外を示唆する見解を示し、その上になつて労基署は脳・心臓疾患の労災認定基準にそつた調査と判断を行ったことに発する。

業務過重性判断を避けた
労働基準監督署の不支給処分

たしかに新田さんは、定期健診で軽度の高血圧症を指摘されてはいるが、何らかの健康障害を起こすほど

のものではなく、また時々あった頭痛も特記するほどのものでもなく、何らかの基礎疾患を「自然経過を超えて急激に著しく増悪させた」という医学的説明をするには、データが乏しすぎたといえよう。しかし、労基署の決定理由は、「発症直前一週間における業務が、特に過重な業務であったと認められず、極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷、強度の身体的負荷をひき起こす突発的、予測困難な異常な出来ごとは報告されていない。」とし、発症前日深夜の雨中での工事に立ち会った業務についても「症状を急激に著しく増悪させたとする根拠は乏しい」と、極めて形式的な判断しかなされていなかった。

労働省の認定基準「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」は、その解説で、「急性心不全」としか死因が判明していない事案については、解剖所見などによりその原因と

なった疾病を確認することとし、その資料もない場合やなお疾病が明らかでない場合で、しかも過重負荷が認められる場合には、本省にりん伺することとしている。新田さんの場合について見てみると、労働基準監督署は、過重負荷を認めないことによつて、それ以上の究明の必要を避けるという判断をしたともいえる。

心不全の原因は

激務による心筋の機能的調律異常

これに対して、大阪労災保険審査官の決定書では、急性心不全の原因となった病因についての医学的鑑定を二名の医師に求め、発症のメカニズムに迫った。その結果提出された鑑定書は、判明している事実から慎重に医学的推定を行っている。その内容は以下の通りであった。

まず、心不全の直接原因について、

その状況から頭蓋内出血ではなく、心臓死の可能性が高いとする。そして、その心停止の原因については、「心臓に器質的な障害が発症する場合と機能的な異常が発症する場合とがあげられる。」とするが、新田さんの場合は、それまでの健診で狭心症などの異常がなく、胸痛などの随伴症状もなかったことから、「機能的な心機能異常が発症した可能性がもっとも高いと推定される。」とした。

そしてさらに、「本被災者では傷病発症前に刺激伝導系の器質的異常を示す不整脈の既往は確認されておらず、むしろ、機能的な調律異常を生じた可能性が高い。心拍数は副交換神経系の異常興奮で抑制され、除脈もしくは一時的には心停止状態になることがある。本被災者がかなり疲労が蓄積した状態にあり、自律神経系が不安定になっていたとすれば、他に器質的心疾患がなかったとして

も、機能的に心停止をきたし突然死に至った可能性は否定できない。」と結論している。

また、新田さんの死亡前一週間に
ついて、「就労状態の過重負荷に加え自律神経系の不安定状態をきたす状態を余儀なくされた」と判断し、業務上が妥当と判断した。

こうした医学的判断を受け、さらに一週間の業務を精査、日常業務に比較してもとくに過重な業務と認定して、審査官は業務上と判断している。

「そんなはずがない」が
逆転を招いた原動力

既往症はなく、「急性心不全」との診断以外にデータがないという新田さんの事例は、ある意味で「純粹な」過労死の判断が迫られる事例であったともいえる。そのことは前述

したように、病因についての医学的推論と業務の過重さを重ねて判断した、審査決定書の論理構成に現れている。大いに注目し値する決定である。

請求人である妻の新田笑子さんは、大阪中央労働基準監督署で、「業務の負担は大きかったようですが、認定基準に基づき判断して、残念ながら不支給という結果になりました。」という説明を聞き、「そんなはずがない。あれだけ夜も昼もなく仕事に明け暮れた人の死が労災でないなんて。」と言いつのまない気持ちに襲われた。そして審査請求を行い、過労死問題に関心を寄せる人々に支援を訴え続けた。

また、審査請求代理人となった過労死弁護団の高橋典明弁護士らが「直前の業務は過重であることが明らか」との意見書をまとめ、同僚などの新たな証言も提出した。懸命に支援を訴える笑子さんの作った「早

期労災認定」署名に、地元奈良の北葛ユニオンも応え、審査官に申し入れも行った。そうしたなかで、八九年の審査請求からまる五年、八六年の死亡から実に約八年を経て、やっと「仕事による死亡」と認められることとなったのである。

この事例は、現在の脳・心臓疾患の労災認定基準の問題点の一つを明らかにしているし、さらに問題の解決には、粘り強い闘いこそが重要なのであることを示しているといえよう。

関西労働者安全センター

第14期安全衛生・労災職業病講座に参加しよう!

厳しかった夏も終わり、たいへんすごしやすい季節となってまいりましたが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。ようやく、落ちついてものごとを考えようかという感じになったところで、講座のご案内です。

職場の状況として、厳しい経済状況や使用者との関係の中で、安全・衛生がないがしろにされるところは多く、労災、職業病の発生もあとをたちません。労働省の統計は、労災の減少を伝えていますが、「なのはどうして、こうも労災隠しが目立ち、職業病が多いのか」というのが私達の実感です。

さて、そうした中で、最近では、「快適職場」とか「健康増進」とかの言葉が当たり前のように語られるようになってきました。胡散臭さを感じるものの、快適職場が私達にとって「安全、快適で働きやすい」職場ととらえて、運動の中に生かしていくことも追求すべきですし、そうして取り組む現場も増えてきました。

労働者にとっての「快適さ」とは、安全、衛生的で、健康的なのはもちろん、肉体的にも、精神的にも「働きやすい」、ということでありたいものです。

今回の講座は、こういった観点を念頭に置きながら下記のテーマで行うことになりました。タバコの健康への悪影響についての認識は

社会的に完全に定着してきましたが、「行動」は様々です。職場によってはこの問題に積極的に取り組んでいるところもあります。職場、個人、家庭など各レベルでタバコをめぐる論争、反目などは割と当たり前でしょう。公衆衛生の専門家からお話をおききし、タバコに関する今後の「行動」の参考にしたいと思います。

腰痛は、労働者に一番多い労災・職業病です。それだけに有効な対策がとればたいへん効果的です。豊富な産業医としての経験からみた腰痛対策についてお話していただきます。

現代の労働生活は、精神的ストレスの溜まり場といっても過言ではありません。大なり小なり精神衛生について悩みを抱える職場や、個人が多いのではないのでしょうか。メンタルヘルスについてわかりやすくお話していただきます。

VDT労働は現代の労働の不可欠の要素になりました。技術の進歩も著しく、マン・マシンインターフェイスも大きく改善されてきましたが、効率のあがる機器やソフトウェアが過密労働を誘発する条件となってきているのも現実です。現在の快適なVDT労働の条件とは何かを考えます。

参加費は、各回 800円(通し 2800円)
但し、会員(団体・個人)の場合は、
各回 600円(通し 2000円)です。
お申し込みは、事務局まで。(当日参加も可)

| | 日時 | 場所 | テーマ及び講師 |
|---|--------------|-------------------|--|
| 1 | 11/1 (火) | 大阪市立労働会館 203号室 | タバコの健康影響と職場の喫煙対策 車谷典男 (奈良医大公衆衛生学教室講師) |
| 2 | 11/11 (金) | 大阪市立労働会館 205号室 | 職場の腰痛対策 山下五郎 (博愛茨木病院・産業医) |
| 3 | 11/18 (金) | 大阪市立労働会館 205号室 | 職場のメンタルヘルス対策 角田鉄太郎(奈良医大公衆衛生学教室講師) |
| 4 | 12/2 (金) | 大阪市立労働会館 203号室 | 快適なVDT労働 熊谷信二 (大阪府立公衆衛生研究所) 西野方庸 (関西労働者安全センター) |

*会場の大阪市立労働会館(アピオ大阪)へは、地下鉄森ノ宮又はJR森ノ宮から徒歩3分です。

腰痛予防に新たな労働省指針出される

「職場における腰痛予防対策の推進について」(基発547号通達一九九四年九月六日)

業務上疾病の中で一番多く発生して

いるものは腰痛症だろう。労働省が毎

年、十月の全国労働安全衛生週間にさ

きがけて発行している「労働衛生のし

おり」(本年度版)に掲載される「業務

上疾病発生状況」(一九九三年分、休業

四日以上)によると、合計九、六三〇

件のうち、いわゆる「災害性腰痛」(負

傷に起因する疾病のうちの腰痛の件

数)が五、七四三件、これに「負傷に

よらない業務上の腰痛」九六件を加え

ると、五、八三九件で、全体の実に、

六一%をしめる。

ただ、この統計数字は、「休業四日以

上の労災保険休業補償給付対象者だけ

のものであること」、「災害主義を主体

とした労災認定基準の存在が慢性職業

性腰痛の認定数を抑制していること」

は、大いに疑わしい。

つけ加えると、「その他業務によるこ

とが明らかな疾病」がたったの一件と

なっていて、過労死などがここにはい

るはずで、それが「一件」というのは

統計の取り方がおかしいのだろう。ま

た、経年的にこの統計をみると、合計

数が一年間で一〇%以上も減少してお

り、減ることは本来ならばいいことと

はいえ、何かおかしい。なぜ減ったの

かの分析をきちんとする必要があるの

に、「労働衛生のしおり」には、そのよ

うな分析はまったくされていない。

とはいえ、腰痛のしめる割合が多い

という傾向自体は間違いないだろう。

それだけ腰痛予防対策は重要だ。今度、

労働省は従来の予防指針を改め、新指

針を出した。具体性、的確性という面

で従来の指針から様変わりしており、

職場改善・職場要求の参考できる。労

働省には、すべての腰痛関連職場に配

布してもらいたいものだ。

二本立て指針

指針は、一般的な腰痛予防対策、腰

痛発生の多い五作業についての作業態

様別基本的対策、そして、解説の三部

構成。解説には、参考として、健診問

診票、健診個人票(カルテ)、作業前体

操、腰痛予防体操が図入りで添付され

ている。

一般的予防対策では、作業管理・作

業環境管理・健康管理・労働衛生教育

の四つの部分からなる。

作業管理・作業環境管理の項では、

腰部への負担を合理的に軽減するた

め、自動化・省力化の推進、作業量・

作業密度をコントロールするための作業標準の策定などを求めている。夜勤作業量を昼間作業量より少なくする、

快適な休憩設備、腰痛ベルトなどの保護具、良い靴の使用など具体的内容が盛り込まれている。

温度、照明、床面、スペース、人間工学的配慮などの項目をみると働きやすさと腰痛予防が表裏一体のものである

① 重量物取り扱い作業

② 重症心身障害児施設等における介護作業

③ 腰部に過度の負担のかかる立ち作業

④ 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業、立ち作業

⑤ 長時間の車両運転等の作業

作業態様別の対策

ることがわかる。

対策重点作業として、

① 重量物取り扱い作業

② 重症心身障害児施設等における介護作業

③ 腰部に過度の負担のかかる立ち作業

④ 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業、立ち作業

⑤ 長時間の車両運転等の作業

をあげ、作業・作業環境管理面についての基本的対策を示している。

作業態様別の対策について全文を掲載した。

載した。

一般的指針部分については、チェックシートにしてみた。

(解説を含む指針全文を入手の方は関西労働者安全センターまで)

1 重量物取扱い作業

重量物を取り扱う作業を行なわせる場合には、単に重量制限のみを守るのではなく、取扱い回数等作業密度を考慮し、適切な作業時間、人員の配置等に留意しつつ、次の対策を講ずること。

1 自動化、省力化

(1) 重量物取扱い作業については、適切な自動装置、台車の使用等により人力の負担を軽減することを原則とするこ

と。なお、作業の自動化が困難な場合は、適切な装置、器具等を使用して、できるだけ人力の負担を軽減すること。

3 姿勢の改善、重量の明示等

2 重量物の取扱い重量

(1) 満一八歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う重量は、五五kg以下にすること。

また、当該男子労働者が、常時、人力のみにより取り扱う場合の重量は、当該労働者の体重のおおむね四〇%以下となるように努めること。

(2) (1)の重量を超える重量物を取り扱わせる場合には、二人以上で行なわせるように努め、この場合、各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること。

重量が均一にかかるようにすること。

3 姿勢の改善、重量の明示等

(1) 荷物は、かさばらないようにし、かつ、適切な材料で包装し、できるだけ確実に把握することのできる手段を講じて、取扱いを容易にすること。

(2) できるだけ取り扱う物の重量を明示すること。

(3) 著しく重心の偏っている荷物については、その旨を明示すること。

(4) 手カギ、吸盤等の補助具の活用を図り、持ちやすくすること。

4 作業姿勢、動作

労働者に対し、次の事項に留意させること。

重量物を取り扱うときは急激な身体の移動をなくし、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担をかけるない姿勢で行なうことを原則とすること。

このため次の事項に留意すること。

(1) できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くするような姿勢を取る。

(2) はい付け又ははいくずし作業においては、できるだけはいを肩より上で取り扱わないこと。

(3) 床面等から荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして当該荷物をかかえ、膝を伸ばすことにより立ち上がるようにすること。

(4) 腰をかがめて行なう作業を排除するため、適切な高さの作業台等を利用すること。

(5) 荷物を持ち上げるときは呼吸を整え、腹圧を加えて行な

うこと。

(6) 荷物を持った場合には、背を伸ばした状態で腰部のひねりが少なくなるようにすること。

5 取扱い時間

(1) 取り扱う物の重量、取り扱う頻度、運搬距離、運搬速度等作業の実態に応じ、小休止・休憩をとる、他の作業と組み合わせる等により、重量物取扱い時間を軽減すること。

(2) 単位時間内における取扱い量を、労働者に過度の負担とならないよう適切に定めること。

6 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用させること。

II 重症心身障害児施設等における介護

作業

重症心身障害児施設等で、入所児、入所者等(以下「入所児等」という。)の介護を行なわせる場合には、姿勢の固定、中腰で行なう作業や重心移動等の繰り返し、重量の負荷等により、労働者に対して腰部に静的又は動的に過重な負担が持続的に、又は反復して加わることがあり、これが腰痛の大きい要因となる。このため、次の措置を講ずることにより、作業負担の軽減を図ること。

なお、肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム等における

介護に係る腰痛の予防についても、次の措置に準じ、実情に応じた対策を講ずるよう努めること。

1 作業姿勢、動作

中腰で行なう作業や腰をひねった姿勢を長く保つ作業等を行なわせる場合には、適宜小休止・休息をとる、他の作業と組み合わせる等により、同一姿勢を長時間続けないようにさせること。

(1) 介護の方法

介護のために入所児等を床面又はベッドからかかえた状態で作業を行なわせるときの作業姿勢はIによること。また、体重の重い入所児等の体位の変換、移動等は、複数の者で行なわせること。

(2) 食事介助の方法

食事の介助を行なう者に対しては、ベッドに横座りするこ
とを避け、椅子に座って入所児等に正面を向くか、ベッド
上でいわゆる膝まくらの姿勢をとらせること。ただし、同
一の姿勢を長く続けさせないこと。

2 作業標準

使用機器、作業方法等に応じた作業標準を策定すること。

また、作業標準には、入所児等の身体等の状態別、作業の種類別の作業手順、役割分担、作業場所等についても明記すること。

3 介護者の適正配置

介護者の数は、施設の構造、勤務体制、療育内容及び入所

児等の心身の状況に応じた適正なものとするよう努めること。

なお、やむを得ない理由で、一時的に繁忙な事態が生じた場合は、介護者の配置を随時変更する等により、腰部負担の大きい業務が特定の介護者に集中しないように十分配慮すること。

4 施設及び設備の構造等の改善

不適切な施設及び設備は、作業姿勢に密接に関係するので、適切な介護設備、機器等の導入を図るとともに、介護に関連した業務を行なうために必要な施設、機器等についても適切なものを整備すること。

また、作業姿勢を適正化するため、実際の作業状況を検討し、次の改善を図ること。

(1) 室の構造等

入所児等の移送は、できるだけストレッチャーによって行なうようにし、通路及び各部屋にはストレッチャーの移動の障害となるような段差等を設けないこと。

(2) 浴槽の構造等

イ 浴槽、洗身台、シャワー設備等の配置は、介護者の無用の移動をできるだけ少なくするようものとする
こと。

ロ 浴槽の縁、洗身台及びシャワーの高さ等は、介護者の身長に適合するものとする。なお、これらの高さが適切でないこととなる介護者に対しては、滑りに

くい踏み板等を使用させることも考慮すること。

ハ 移動式洗身台、ローラコンベヤー付き洗身台、移動浴槽、リフト等の介助機器の導入を図ること。

(3) ベッドの構造等

ベッドの高さは、入所児等の身体状況等も考慮し、介護者の身長に適合するものとする。なお、これらの高さが適切でないこととなる介護者に対しては、履物、踏み板等を使用させることも考慮すること。

(4) 付帯設備等

介護中に利用できる背もたれのある椅子や堅めのソファ等を適宜配置し、くつろいで座れるようにすること。また、介護に必要な用具等は、出し入れしやすい場所に収納すること。

(5) 休憩

休憩設備は、労働者の数及び勤務体制を考慮し、利用に便利で、かつ、くつろげるものとするのが望ましい。

5 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用させること。

III 腰部に過度の負担のかかる立ち作業

組立作業、サービス業等における立ち作業においては、拘束性の強い静的姿勢を伴う立位姿勢、作業機器の不適切な配

置、作業方法等により、前屈姿勢や過伸展姿勢等腰部に過度の負担のかかる姿勢となる場合がある。

このような立位姿勢をできるだけ少なくするため、次の対策を講ずること。

1 作業機器の配置

作業機器の配置は、前屈、過伸展等不自然な姿勢での作業を避けるため、労働者の上肢長、下肢長等体系を配慮したものとす。

2 他作業との組合せ

長時間の立位姿勢保持を避けるため、腰掛け作業等他の作業と組み合わせを行なわせること。

3 椅子の配置

(1) 立ち作業が長時間継続する場合には、椅子を配置し、作業の途中で腰掛けて小休止・休憩ができるようにすること。

(2) 椅子は高さ、角度等を調整できる背当て付きの椅子を用いるのが望ましい。それができない場合には、適当な腰当て等を使用させること。また、椅子の座面と作業台の空間を十分に取り、膝及び足先を自由に動かせる空間を取ること。

4 片足置き台の使用

両下肢をあまり使用しない作業では、作業動作位置に合わせて適当な高さの片足置き台を使用させること。

5 小休止・休憩

立ち作業を行なう場合には、おおむね二時間につき、2回程
度小休止・休憩を取らせ、下肢の屈伸運動やマッサージ等
を行なわせることが望ましい。

6 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等
を使用させること。

IV 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作

業・座作業

一般に、腰掛け作業・座作業は、立位姿勢に比べて身体全
体への負担は軽いが、腰椎にかかる荷重は立位作業に比べて
大きい。一般事務、OA機器操作、窓口業務、コンベヤー作
業等の腰掛け作業又は直接床に座る座作業で、拘束性の強い
静的姿勢を伴う作業、腰掛けて身体の可動性が制限された状
態で、物を曲げる、引く、ねじる等の動作を伴う作業等腰部
に過度の負担のかかる作業を行なわせる場合には、次の対策
を講ずること。

1 腰掛け作業

(1) 椅子の改善

座面の高さ、奥行き寸法、背もたれの角度及び肘掛けの
高さが労働者の体格等に合わせて調節できる椅子を使用さ
せること。また、体圧分布及び座面の堅さにも配慮するこ
と。

(2) 作業台の改善

作業台の高さ、角度及び作業台と椅子との距離は、調節で
きるように配慮すること。

(3) 作業姿勢等

労働者に対し、次の事項に留意させること。

イ 椅子に深く腰をかけて背もたれに十分に当て、履物
の足裏全体が床に接する姿勢を基本とすること。必要
に応じ、滑りにくく足台を使用すること。

ロ 椅子と大腿下部との間には、手指が押し入る程度
ゆとりがあり、大腿部に無理な圧力が加わらないよう
にすること。

ハ 膝や足先を自由に動かせる空間を取ること。

ニ 前傾姿勢を避けること。また、適宜、立ち上がって
腰を伸ばす等姿勢を変えること。

(4) 作業域

腰掛け作業における作業域は、労働者が不自然な姿勢を強
いられない範囲とすること。

2 座作業

座作業は、仙腸関節、股関節等に負担がかかるので、でき
る限り避けることが望ましい。やむを得ず座作業を行なわせ
る場合は、労働者に対し、次の事項に留意させること。

(1) できるだけ同一姿勢を保持しないようにすることともに、

適宜、立ち上がって腰を伸ばすようにすること。

(2) あぐらをかき姿勢を取るときは、適宜座ぶとん等を折り

曲げて座り、臀部を持ち上げる姿勢が取れるようにすること。

V 長時間の車両運転等の作業

貨物用自動車の運転の作業においては長時間椅座位の姿勢を取り続けること。車両系建設機械等の運転の作業においては腰部に振動が加わること等により、腰部に過度の負担がかかり、腰痛が発生しやすくなる。また、荷物の積卸し作業では、長時間の車両の運転から生ずる拘束姿勢による抹消循環の障害や、一時的な筋力調整不全が生ずることがあり、運転直後に重量物を取り扱うことは好ましくない。これを踏まえ、次の対策を講ずること。

1 座席の改善等

(1) 座席は、座面角度、背もたれ角度及び腰背部の支持が適当なものとし、作業開始前に操作性を配慮し、座面角度、背もたれ角度、座席の位置等の適正な調整を行なわせること。

(2) 車両からの振動をなるべく減衰させる構造の座席を有する車両を採用することが望ましい。こうした車両を採用できない場合には、クッション等を用いて振動の軽減に努めること。

2 小休止・休息

車両の運転を行なう場合には、適宜、小休止・休息を取ら

せるようにすること。小休止・休息の際は、車両から降りて背伸び等の軽い運動をして、筋収縮による疲労の回復を図ること。

3 車両運転直後の重量物取扱い

リフター、ローラーコンベヤー等を有する貨物用自動車を採用し、労働者の重量物取扱いによる負担の軽減に努めること。また、人力による荷物の取扱い作業の要領は、Iに準ずること。

なお、長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休息及び作業前体操を行なった後に作業を行なわせること。

4 構内レイアウトの改善

フォークリフト又は構内運搬車による構内の運転による荷物の運搬に当たっては、車両の運航経路を単純化し、右折・左折、狭あいな場所での作業等をできるだけ少なくするよう構内のレイアウトの改善に努めること。

5 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用させること。

腰痛予防チェックシート（参考「職場における腰痛予防対策指針」）

| 点 検 項 目 | 必要 | 不必要 | 高い優先順位 | 良い事例 |
|--|----|-----|--------|------|
| 作業管理 | | | | |
| 自動化・省力化 | | | | |
| 1. 著しい腰部負担作業は全部または一部を機械化、自動化する。 | | | | |
| 2. 困難な場合は、適切な補助機器を導入する。 | | | | |
| 【必要な対策】 | | | | |
| 作業姿勢・動作 | | | | |
| 3. 正面を向いて作業が行えるように作業台等の高さ、対面角度の調節ができるようにする。 | | | | |
| 4. 不自然な姿勢をとらざるを得ない場合には、身体を保持する台等（支柱、腰部保護ベルトを含む）を使う。 | | | | |
| 5. 長時間同一姿勢（立位、座位）にならないようにする。 | | | | |
| 6. 姿勢を整え、急激な動作を避けるようにする。 | | | | |
| 7. 持ち上げる、引く、押す等の動作は、膝を軽く曲げ、呼吸を整え、下腹部に力を入れながら行う。 | | | | |
| 8. 頸部、腰部の不意なひねりを可能な限り避け、動作時には、視線も動作に合わせて移動する。 | | | | |
| 【必要な対策】 | | | | |
| 作業標準など | | | | |
| 9. 作業標準（作業時間、作業量、方法、使用機器等）を策定する。新規の機器・設備の導入の際は、作業標準を見直す。 | | | | |
| 10. 不自然な姿勢の作業、反復作業等の際、他の作業との組合せなどして、できるだけ連続しないようにする。作業時間中にも適宜、小休止・休憩がとれるようにする。 | | | | |
| 11. コンベア作業などの作業速度は労働者の身体的特性と体力差を考慮し適正なものにする。 | | | | |
| 12. 夜勤、交替制、不規則勤務では、昼間時の同一作業の作業量を下回るようにする。 | | | | |
| 【必要な対策】 | | | | |

| 点 検 項 目 | 必要 | 不必要 | 高い優 先順位 | 良い事例 |
|---|----|-----|------------|------|
| 休憩 | | | | |
| 13. 横になれる十分な広さの休憩設備を設ける。 | | | | |
| 14. 休憩設備の温度が適切に調節できる。 | | | | |
| 【必要な対策】 | | | | |
| 保護具 | | | | |
| 15. 腹帯等の適切な補装具の使用を考慮する。 | | | | |
| 靴 | | | | |
| 16. 作業靴は足に適合したものを使用する。足に適合したものを使用する。ハイヒール、サンダルは使用せず、下肢に負担の少ない作業性のよいものを使用する。 | | | | |
| 【必要な対策】 | | | | |
| 作業環境管理 | | | | |
| 温度 | | | | |
| 17. 作業場内温度を適切に保つ。低温下では適切な衣服を着用し、適宜、暖房をとれる暖房設備を設ける。 | | | | |
| 照明 | | | | |
| 18. 作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明瞭にわかるようにする。 | | | | |
| 床面 | | | | |
| 19. なるべく凹凸がなく、防滑性、弾力性、対衝撃性、対へこみ性にすぐれたものにする。 | | | | |
| 作業空間 | | | | |
| 20. 動作に支障のない広さを確保する。 | | | | |
| 設備の配置 | | | | |
| 21. 設備・作業台等は、動作・作業姿勢等を考慮し、形状・寸法・配置等に人間工学的な配慮をする。 | | | | |
| 【必要な対策】 | | | | |
| 健康管理 | | | | |
| 健康診断 | | | | |
| 22. 重量物取扱い作業、介護作業等著しい負担作業に常時従事する労働者に対しては、作業に配置・再配置する場合及びその後6月以内ごとに1回、定 | | | | |

| 点 検 項 目 | 必要 | 不必要 | 高い優先順位 | 良い事例 |
|---|----|-----|--------|------|
| 期に、医師による腰痛健診を実施する。 | | | | |
| 配置前の健康診断 | | | | |
| 23. 配置前健康診断の項目は次の通り。 (イ)既往歴(腰痛に関する病歴など)、業務歴の調査 (ロ)自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等)の有無の検査 (ハ)脊柱の検査、(ニ)神経学的検査、(ホ)脊柱機能検査 (ヘ)腰椎のX線検査(医師が必要と認める者) | | | | |
| 定期健康診断 | | | | |
| 24. 定期健康診断の項目は次の通り。 (イ)健康診断項目 (a)既往歴(腰痛に関する病歴など)、業務歴の調査 (b)自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等)の有無の検査 (ロ)(イ)の健康診断の結果、医師が必要と認める者については次の項目を追加。この場合、(イ)に引き続き実施。 (a)脊柱の検査、(b)神経学的検査 (c)腰椎のX線検査(医師が必要と認める者) (d)運動機能テスト(医師が必要と認める者) | | | | |
| 事後措置 | | | | |
| 25. 健康診断の結果、必要に応じて、作業方法等の改善、作業時間の短縮等必要な措置を講ずる。 【必要な対策】 | | | | |
| 作業前体操 | | | | |
| 27. (イ)始業時に準備体操として行なう。 (ロ)就業中に新たに過度の負担作業を行なう場合には、開始前に下肢関節の屈伸等を中心に行なう。 作業終了時においても、必要に応じ、整理体操として行なう。 | | | | |
| 腰痛予防体操 | | | | |
| 28. 重量物取扱い作業、介護作業等の著しい負担作業に常時従事する労働者に対し、適宜、腰痛予防体操を実施する。 【必要な対策】 | | | | |

| 点 検 項 目 | 必要 | 不必要 | 高い優先順位 | 良い事例 |
|---|----|-----|--------|------|
| 労働衛生教育 | | | | |
| 労働衛生教育 | | | | |
| 29. 重量物取扱い作業、介護作業等の著しい負担作業 に常時従事する労働者については、配置する際及び必要に応じ、次の項目で腰痛予防教育を実施する。内容は受講者の経験、知識等を踏まえ、それぞれのレベルに合わせて行なう。 ①腰痛に関する知識 ②作業環境・作業方法等の改善 ③補装具の使用法 ④作業前体操、腰痛予防体操 | | | | |
| 保健指導 | | | | |
| 30. 職場内における対策をのみならず、労働者の日常生活における健康の保持増進が欠かせない。このため、産業医等の指導の下に、労働者の体力や健康状態を十分把握した上で、バランスのとれた食事、睡眠に対する配慮等の指導を行なう。 【必要な対策】 | | | | |

- 各項目について、そこに述べられている対策が【不必要】（既に実施済みか、考える必要がない）ならば、「不必要」欄に、○をつける。
- 対策が【必要】（改善がこれから必要）ならば、「必要」欄に○をつける。すでに対策がとられていてもさらに改善が【必要】な場合も「必要」欄に○をつける。
- 対策が【必要】でかつ【急を要する】ときは、「高い優先順位」欄に○をつける。
- とくに【良い改善事例】があれば、「良い事例」欄に○をつける。
- 良い事例と悪い事例について簡単に記しておく。

前線から

大阪

連合大阪が労働安全衛生

対策会議を開催

期待される今後の展開

連合大阪

は、今年発足

した労働安全

衛生対策会議

の第三回会議

を開催し、循

環器疾患の労

災認定問題について学習会

を行った。

連合は中央の方針とし

て、労働安全衛生対策強化

のため、地方連合ごとに安

全センターか安全衛生対策

会議を組織することを決め

ており、連合大阪労働安全

衛生対策会議もこれを受け

て結成されたもの。

同対策会議は、連合に加

盟する単産の安全衛生担当

者で構成されているが、組

織ごとにかんがりの濃淡がみ

られる安全衛生活動につい

て交流をはかり、その過程

で取り組み水準の底上げを

はかるうというものである。

具体的には、職場安全

点検の標準的チェックシー

ト作り等実践的なテーマを

取り上げ、くわえて労働省

の施策である地域産業保健

センターなどの行政による

安全衛生対策に労働組合の

立場から積極的

に関わることな

どをあげてい

る。

連合大阪で

は、労働組合に

よる安全衛生教

育機関として(財)労働安

全衛生研修所が存在し、安

全衛生大学の開催が定着し

ているので、今後は安全衛

生、労災職業病の運動の結

集軸として同対策会議の今

後の活動が期待される。

大阪

原発被曝労災認定で集会

潜在する被曝労働者の救済を

九月十九日、大阪府立労

働センターで、「被曝労働

を問う大阪集会」が開かれ

た。集会は、大阪ユニオン

ネット等の主催によるもの

で、去る七月末に、白血病

による子息の死亡が原発内

での作業が原因と、労災遺

族補償給付の支給決定を受

けた嶋橋美智子さんと、そ

の労災補償請求を支援して

きた慶応大学助教の藤田

祐幸さんを招き、その報告

を受けた。



集会であいさつする故嶋橋伸之さんの母親嶋橋美智子さん

嶋橋伸之さんは高校卒業後、静岡県の浜岡原発内で中部電力の系列会社、協立プラントの技術作業員として働きつづけ、九一年十月

に二九歳の若さで白血病で亡くなった。死亡の後、いったんは会社側との示談を交わし、弔慰金を受け取ったが、遺族である両親にと

って、原発被曝との関係が無視されていることに納得できず、正規の労働補償請求に至ったものである。集会ではその経過が報告され、他のおそらく

埋もれているであろう原発被曝による労災の掘り起こしが重要であることが強調された。

また、この日の集会では、

日本原電敦賀発電所内での被曝をめぐる闘いを続けてきた若佐嘉寿幸さんも駆けつけ、挨拶した。

大阪 労働者の側についた 労基法の改正を

働くものの労働基準法研究会

大阪労働者弁護団と全港湾労組などを中心とした労組活動家が集まり、月一回のペースで検討会を重ねてきた「働くものの労働基準法研究会」が、いよいよまとの段階に入っている。

れたのを受けて開始されたもの。労基研報告は、有期の雇用契約の範囲拡大や、出向・配転の取扱いなど、広い範囲にわたって重要な内容の提案がなされている。同研究会では、この内容について、毎回項目ごとに実態を突き合わせながら検討を重ねてきた。

九月十二日に行われた研

研究会では、今後この結果を年末をめどにまとめる作業に入り、具体的な提言を含んだ報告を発表することを申し合わ

せた。雇用形態が多様化しているといわれる現状の中で、労働者の側にたった、示唆に富む報告が期待されている。

秋闘討論集会で

大阪 安全衛生をテーマに討論 金属機械大阪地本

金属機械労組大阪地本は九月十二日、秋闘討論集会を開催し、午後からの分科会討論で「労働安全衛生」を取り上げた。助言者としてセンター

に対する労働組合としての取り組みのレベルアップを図ってきた。

から西野が参加し、快適職場形成を中心に講演を行った。

この日の討論では、労災上積み補償協定の取り組み方、職業病被災者の職場復帰の取り組み方などについても活発な意見交換がなされた。

同労組は、企業の壁を取り払った地域ごとの安全パトロールの定期的な実施をはじめとした単産としての活動を積み重ねており、年一回開かれる中央本部主催の安全交流会などの取り組みで、安全衛生

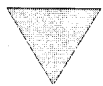
同地本では、来年より本段階での安全衛生講座開催を計画しており、さらに先進的な単産としての取り組み強化が期待されるところである。

東大阪 給食調理員対象に 健診と健康管理テーマの研修会

八月二十四日、東大阪市の学校給食調理員全員対象の安全衛生研修会が行われ、安全センター事務局が講師を担当した。これまでは、給食現場の安全衛生・労災職業病がテーマになってきたが、今年は「職場の健診と健康管理」。近年、労働者の高齢化を背景に成人病対策をメインにおいた職場健診の改訂が行われ、職場の健康管理のあり方が大きく変化している。社会全体の流れを受けたものであることはいうまでもないが、長年、ないがしろにされてきた職場健診の充実という、私達の課題も新たな段階に入っている。

この日は、実際に労働者の健康を考えると、成人病対策が非常に重要になっていることが統計的にも明らかである。ことを押さえた上で、変化した健診内容の解説と高血圧などについての基礎知識を学習した。

労働者の立場から職場健診を活用することは、健康管理に有効であるだけでなく、疾病・健康を労働生活との関連でとらえる大切な契機といえる。



労働安全衛生の立場からみた

製造物責任法

企業の製造物責任対策の要点と

大流行の製造物責任保険

とるべき製造物責任防止・予防対策としては、一言でいえばPLを問われ

るような製造物に欠陥が生じさせないために、設計、製造、流通の各段階で品質管理や検査体制を厳しくすることである。

たとえば、日常的な品質管理を強化し、製造時に欠陥が存在していないことを記録として残していくことも対策の一つである。さらに、設計段階で有害化学物質の使用や誤使用による事故が起きないような対策をとることも重要になる。

また、今までおろそかにされてきがちだった製品についての警告表示や取

扱説明についてはわかりやすくかつ、詳しいことも必要になる。

使用中の事故と製造物責任の関係を問われた際には、ていねいに使用者に説明や注意を与えているかが争点になるからである。

たとえば、以前欧米向けの任天堂のファミコンソフトに、長時間熱中して使用するとてんかん様の発作を起こす恐れがあると注意書きがつけられていたにもかかわらず、国内向けの物には何も書いていないということが問題になった。

同じことはパソコンの使用方法にも長時間連続して使用すれば健康を損なうこと(頸肩腕障害や視力障害の恐れなど)を明記したり、使用方法としては一連続六〇分、休憩を必ずとるなど労働省などの使用ガイドラインに従う

などの説明を入れることなどが考えられる。

また最近の事例では、今年八月大阪ガスが家庭用の小型ガス湯沸器の旧型タイプを一酸化炭素中毒の恐れがあるとして約五〇万台回収すると発表した。これは今までは湯沸器の使用時は必ず窓を開けるなどの換気を行なうように表示する程度ですんだのが、これからは窓を閉め切った状態で使用する程度の軽微な誤使用では一酸化炭素中毒が発生すれば製造物責任を問われるという判断から、リコールを選択したと考えられる。

次に企業の製造物責任対策としては製造物責任(PL)保険や、製造物回収責任(リコール)保険への加入がある。こちらの方はすでに多くの企業が取り組んでいるが、もし欠陥を理由に訴訟された場合の訴訟費用や賠償費用について、回収(リコール)などに備えて、あらかじめ保険に加入して備えるものである。

総合的な製品安全体制の確立を

今回の製造物責任法の成立は欠陥概念による無過失責任の導入という民事責任の大転換に注目が集まっているが、付帯決議によって、訴訟以外の製造物責任の紛争解決制度について決議されていることに注目すべきである。

今まで製品の欠陥等により事故が生じた場合、その原因などについては、国にあっては国民生活センターや各都道府県の消費生活センターなどの公的な機関で原因究明や商品テストが行なわれてきた。今回それらの機関の能力の拡充や整備の重要性などが指摘されている。

今まで製品開発には熱心だったが、欠陥の原因究明には国や企業も力を入れてこなかったのは確かである。国や地方自治体による原因究明や製品安全に関する情報取捨のための試験研究機関の早急な拡充が必要だと思う。

しかし、家庭製品についても技術が

高度化し、家電製品にもマイコン装備が進みLSI組み込みによる製品のブックボックス化が進んでいる中で、製品に事故が起きた場合の原因究明は容易ではない。

製造者からの設計、原材料、製造に関する情報が公開されない限り、発生した事故の原因究明には相当な時間と経費が必要となる。公的な研究機関でもかなりの能力が要求されるだろう。これらの証明責任を被害者である消費者に追わせることは大きな負担になると考えられる。

この点、製造者の無過失責任を明確にするためにも、事故発生時の原因究明を容易にするためにも製品安全に関する情報の公開を製造者に義務づけるような制度化が重要であると考える。

また、アメリカではラルフネーダー氏が呼びかけて作った自動車安全センター(CAS)という市民団体がある。消費者や弁護士による約一万五千人の会員がいる組織です。設立二〇年以上の歴史がある。ここでは自動車の製

造物責任や安全性についての情報を収集し、自動車メーカーに欠陥車の回収(リコール)を要求したり、わずか一〇〇ドルでエアバッグを装備できるという内部情報を公開したり、政府に自動車の安全基準の強化を求めるなどの消費の権利保護や被害者救済のための活動を行なっている。

日本でも今後は消費者保護のために製造物の欠陥の有無について研究したり、事故情報を収集するような市民のための研究機関や組織が必要になると思う。

人間工学的立場から

製造物責任を問われるような製品事故を未然に防ぐためには人間工学的視点から、設計や製造時に工夫する必要がある。安全装置による事故というものもある。自動車の人身事故を防ぐために、シートベルトの着用が義務づけられているが、後部座席のシートのような部に一本で止めるベルトは、

逆に事故時に部を圧迫し、内臓破裂を起す恐れがあり、肩と腹部で止める3点式のシートベルトにアメリカでは代えられた。また、シートベルトの着用率が低いということで、座席につけば、自動的にモーターによってシートベルトを着用するような装置も使用されている。

また、警告表示についても工夫が必要になる。

非常停止装置のスイッチを分かりやすく誰にでも使えるようにしたり、プレスなどで間違っ手を入れた時の非常停止用の安全装置なども装備しないとメーカーが製造物責任を問われることになる。

最後に、製造業などで作業中に事故が起きた場合の責任はどうなるのか。従来から使用者には安全配慮義務があり、当然労働者に対して安全に働くよう指導、管理しなければいけない。災害事故の原因が使用していた装置や治具の欠陥による場合は、製造物責任が問われるようになる。今後、この点に

ユニオン社労士講座95のご案内

★働く者の立場で、95年社会保険労務士資格取得を目指す講座がはじまります。講義、答案練習の他、日頃の活動の実践に役立つノウハウも学べます。

- 日程： 94年11月10日～95年4月27日までの毎週木曜日
(12月29日及び1月5日を除く)計23回
- 時間： 午後6時30分～午後8時30分
- 会場： 連合大阪 11階会議室(大阪市中央区北浜東3-14府立労働センター11階)
- 科目： 受験全科目
- 受講料： 40,000円(2回分納可)但し教材費は別途実費
- 定員： 15名
- 締切： 94年11月4日(金)但し定員になりしだい締め切ります。
- 申込先： 連合大阪=芦田 TEL.06-949-1105 FAX.06-944-0055
大泉敬一社会保険労務士事務所 TEL.&FAX.06-910-5486
- 講師： 現役社会保険労務士、中小企業診断士ほか
- 主催： 労働保険事務組合 近畿中小企業福祉事業団労働者教育部
(理事長 大泉敬一)

★連絡先： 詳細は大泉社会保険労務士事務所まで

も注意して労災補償に取り組み必要が

あると考えられる。

八月の新聞記事から

八・二 東京H-V訴訟で新たに二四名提訴

八・四 呉市の石川島播磨重工業（IHI）呉第一工場の元従業員Aさん（六一）が在職中、石綿を吸ったのが原因で悪性胸膜中皮腫となり死亡したとして、呉労基署が労災認定。同労基署が、IHIの船内作業でアスベストが原因と認定した労災は、一九九〇年八月を最初に今回で五件になる

福岡空港で仕分け中の運輸会社員がコブラに噛まれ負傷

八・七 横浜で第二一回国際エイズ会議開催

岡山県総社市の花火大会で暴発、マレーシア国籍のアルバイト学生が死亡

八・八 内外の血友病患者を中心に薬害エイズ救済を訴える大集会開催

八・九 労働省が過労死認定基準の見直し検討へ

八・一〇 猛暑の影響で浄化槽内に多量に発生した硫化水素が原因とみられる労災死亡事故が七月に二件発生していたことが分かり福岡労基局がゼネコン、業者組合に対応とるよう申し入れ

八・一一 製水貯水施設建設工事の転落死亡災害で建設会社関係者等を「困い・手すりをもつけなかつた安衛法違反で、福岡東労基署が書類送検

八・一二 米カリフォルニア州の昨年一年間の労災死亡原因、殺人が交通事故を抜きトップに

八・一六 蒸気発生器細管破断事故の美浜原発2号機が細管

を全面交換して三年半ぶりに起動

八・一七 米ミネソタ州と保険会社が保険負担分の賠償求め「殺人製品売った」とたばこ七社を訴え

八・二〇 甲府のホテル住み込み従業員が客に絞殺された事件で、遺族が甲府労基署へ労災申請

八・二四 岡山の廃油処理工場で有毒ガス発生し作業員二名重体

多数の日系ブラジル人違法派遣で大阪市港区の富士工業などが労基法六条違反で書類送検

八・二五 志賀原発訴訟で金沢地裁が、原告適格を認めるも運転差し止め請求を棄却

八・二六 名古屋の電気設備会社役員が海外出張中に脳出血で死亡した事の遺族補償請求を名古屋南労基署が不支給としたのを名古屋地裁が「認定基準は社会通念に反して高すぎる」として原処分取消し判決

八・二七 運送会社の労災隠しで、社長の宇都宮市長らを宇都宮労基署が書類送検

八・二九 松原市立中学教諭福山隆雄さんのくも膜下出血死に対する公務外認定の取消を求めた訴訟で、大阪地裁松山恒夫裁判長は処分取消を命じた

八・三〇 北京アジア大会合宿移動中に交通事故死したエスビー食品陸上部三選手の遺族が、労災不支給処分の取消を求めて東京地裁に提訴

八・三一 厚生省が、抗ガン剤ソリブジン薬禍事件で日本商事に一〇〇日間の製造停止命令

関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

| | |
|-------------------|---|
| 頒 価 | 1部 200円 |
| 年間定期購読料 (送料込み) | 1部 3000円 |
| | 2部 4800円 |
| | 3部以上は、1部につき2400円増 |
| 会員購読料 | 当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。 |

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259